

仕様書等に関する回答書

令和 7 年 1 1 月 1 0 日

福島県教育委員会教育長

件 名	福島県教育センターほか 82 施設で使用する電気
質問事項及び回答事項	
別紙のとおり	

別紙

番号	質問事項	回答事項
1	東北電力の電気標準約款等にもとづいた燃料費等調整（毎月の燃料費調整単価、離島ユニバーサルサービス調整単価、市場価格調整単価）での請求は可能でしょうか。	差し支えありません。燃料費等調整に係る算定諸元等については、仕様書 3 (1)のとおりですが、具体的には、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）の定める電気供給開始日（令和8年2月1日）時点の電気標準約款（高圧）によります。ただし、契約期間中にみなし小売電気事業者の定める電気標準約款等が変更となった場合の算定諸元等の取扱いについては、契約書（案）第11条により別途協議します。
2	「みなし小売電気事業者が採用する燃料費等調整単価によらず、落札者独自の調整方法」や「毎月の燃料費等調整を行わないこと」を認める可能性はありますか。	仕様書3（1）のとおり、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める標準的な供給条件によるものとします。
3	契約期間の開始前または契約期間中に料金改定等、当社電気標準約款等の変更が生じた場合、契約単価や燃料費等調整の取扱いを変更することは可能でしょうか。	契約書（案）第11条により協議します。
4	弊社が落札者になった場合、別途提示の契約書（案）の内容の加除について、もしくは別途覚書を取り交わすことについて協議させていただくことは可能ですか。	落札決定後、別途協議します。
5	電気料金を調達者様と使用者様（自動販売機業者様等）とで、分割して支払う契約はございますか。	支払方法によっては、複数からなる場合があります。その場合、現時点では、仕様書別紙 1 の対象施設のうち、「34 船引高等学校」について、2分割を想定しております。詳細については、落札決定後、別途協議します。
6	郵送にて入札に参加した場合、落札者以外の他社応札情報（社名、応札価格）について開示可能でしょうか。もしくは開札時に立会した場合、その情報は開示されますか。また、ホームページ等で公表されますか。	開札結果については、福島県財務規則第274条の11第2項に基づき、福島県報で公示します。公示内容は、件名、担当課、落札者決定日、落札者名、落札金額、契約者を決定した手続、公告日です。開札時は落札者の情報（名称、入札金額）のみ発表します。 また、入札参加者、入札額及び落札額（契約額）については、ホームページで公表する予定です。 なお、電話で問合せがあれば口頭で回答します。
7	入札書へ記載する金額は、入札説明書のとおり端数処理して算定いたしますが、料金請求の算定にあたっては、弊社の電気標準約款にもとづく端数処理方法により請求することは可能でしょうか。	差し支えありません。
8	委任者から受任者への委任状を提出することで、「一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1）」以降の書類について受任者で提出することは可能でしょうか。	差し支えありません。
9	各種様式に記載する日付について指定はありますか。なければ、提出日（発送日）を記載することで問題ないですか。	公告日から提出期限までの日付としてください。したがって、一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1）に係る書類は公告日から入札説明書 3 (3)に掲げる日付まで、入札書は公告日から開札日までとなります。提出日（発送日）を記載することで差し支えありません。
10	入札書は封筒に入れて密封とのことですが、封印としての封筒への押印は必要でしょうか。必要な場合、封緘印は代表者印（受任印）もしくは復代理人の印でよろしいでしょうか。また押印箇所について指定はございますか。	封筒への押印は不要です。

別紙

番号	質問事項	回答事項
11	需要場所毎に異なる基本料金単価、電気料金単価を設定して応札してよろしいでしょうか。	できません。ただし、仕様書別紙1の対象施設のうち、「2 県立美術館」「3 県立博物館」については、業務量電力の適用範囲内である当該施設について、原則として、平日と休日別に料金を設定する契約種別（業務用ウィークエンド電力）を適用する場合には、別に設定することが可能です。
12	内訳書計算書について、別途割引に関する欄を設定してもよろしいでしょうか。別途割引に関する欄を追加不可の場合は、基本料金計から力率割引の他に●●円割引や●%割引等を適用する場合、まとめて一行に記載してもよろしいでしょうか。	別途割引に関する欄の追加や数式の修正をすることはできません。入力には以下の方法となりますが、当該入札は単価契約であるため、契約時の単価は割引額を含めた設定となることにご留意ください。 ・電力量料金にかかる割引を記載する場合は、（通常）シートを使用して「〇〇割引額（円）」欄に記載してください。 ・そのほか、基本料金にかかる割引等「〇〇割引額（円）」欄に適さない割引を記載する場合は、（割引あり）シートを使用して「割引額C」欄及び「割引額D」欄に記載してください。
13	委任状（様式2）の委任期間は、「自」を提出月日、「至」を令和9年1月31日と記載してよろしいでしょうか。	差し支えありません。
14	入札書（様式4）について、復代理人が提出する場合、代表者氏名は代理人で記載し、代表者の押印は不要でしょうか。	委任状（様式2）で権限を委任された代理人（支店長等）が、委任状（様式5）で復代理人に権限を委任し、復代理人が入札書（様式4）を提出する場合には、入札書（様式4）の代表者氏名は委任状（様式2）で権限を委任された代理人（支店長等）で記載し、代理人氏名は復代理人としたうえで、復代理人のみの押印としてください。また、押印省略も可能です。ただし、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載してください。
15	内訳書に入力する各単価は税込・税抜のどちらになりますでしょうか。税抜単価で入札金額を算定する場合、実際の契約は税込単価となり、消費税率を乗じることとなりますので小数点第3位以下に端数が生じた場合は切り捨てる認識で問題ないでしょうか。	内訳計算書に入力する各単価は税込です。 また、入札書に記載する金額は税抜です。（内訳計算書の3 総合計 ③（税抜額）の金額を記載してください。）
16	内訳書の記載に関して、基本料金単価や従量料金単価は小数点以下第2位まで表示してよろしいでしょうか。	表示については特段編集せず、そのままにしてください。
17	入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理については以下の端数処理を使用してよろしいでしょうか。 ①基本料金＝契約電力×単価×力率（小数点3位以下切り捨て） ②電力量料金＝使用電力量×単価（小数点3位以下切り捨て） ③燃料費等調整（燃料費等調整単価＋市場価格調整単価）＝使用電力量料金×単価（小数点3位以下切り捨て） ④再エネ賦課金＝使用電力量×単価（円未満切り捨て） ※③④は入札時の算定に含む場合 ⑤月合計＝【①、②および③の料金の合計（円未満切り捨て）】＋④ 税込総額→税抜総額に割り戻す場合 ⑥入札金額＝⑤×100/110（円未満切上）	配布した内訳計算書のとおり作成してください。また、作成にあたっては、数式の編集は行わないようにしてください。

別紙

番号	質問事項	回答事項
18	複数施設の内訳書をそれぞれの施設作成する必要がある場合、各拠点の税込金額を税抜に直したのちに足し合わせるのか、全施設の税込み金額を合計した後に、税抜きに直すのかどちらになりますでしょうか。	配布した内訳計算書のとおり作成してください。
19	入札金額の算定時に力率は100%で計算してよろしいでしょうか。	差し支えありません。（仕様書3（1）のとおりです。）
20	入札金額の算定時には、燃料費等調整額を含みますでしょうか。 また、燃料費等調整額には市場価格調整額を含んだ額になりますでしょうか。 含む場合、何年何月分のものを適用するかご教示ください。	燃料費調整額は含みません。（仕様書3（1）のとおりです。）
21	入札金額の算定時には、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みますでしょうか。含む場合、何年何月分のものを適用するかご教示いただけますでしょうか。	再生可能エネルギー発電促進賦課金は含みません。（仕様書3（1）のとおりです。）
22	内訳書の封入方法は入札書と同封してよろしいでしょうか。 同封する場合、留め方や箇所、割り印等の指定はございますでしょうか。	入札説明書7のとおりです。留め方等の指定はありません。
23	入札書に記載する日付は作成日を記入してよろしいでしょうか。	回答9のとおりです。
24	弊社は、郵送にて立ち合いをせずに入札予定のため、再入札の際は辞退を予定しております。 その場合、初度入札と同時に再入札辞退届の提出は必要でしょうか。	郵送による入札を行った者がある場合には、別の日時を指定して再度入札を行います。再度入札の連絡時に再度入札の意思確認を行うため不要です。
25	現在の契約電力会社、契約種別をご教示ください。（適当な単価設計のため必要な情報となりますのでご教示ください） 例　〇〇電力　業務用電力、高圧電力等	株式会社エネット、業務用電力、高圧電力です。 （仕様書別紙1の対象施設のうち「2　県立美術館」及び「3　県立博物館」は業務用ウィークエンド電力です。）
26	本契約において、予備電力のご契約は予定されていますでしょうか。 ある場合、種別は予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。	予備電源の契約は予定していません。
27	本契約において、自家発補給電力の契約を予定されていますでしょうか。 ある場合、内訳書に記載するのは使用月と不使用月のどちらになりますでしょうか。	自家発補給電力の契約は予定していません。
28	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更及び予定はございますか下記ご確認をお願いいたします。 （500 k W未満の実量制契約の場合） 直近請求書の契約電力を引き継がせていただきます。 （500 k W以上の協議制契約で契約電力を増加予定の場合） ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり書類の提出が必要となるため変更までにお時間をいただきます。 （落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。） （500 k W以上の協議制契約で契約電力を減少予定の場合） ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり過去12か月分のデマンド値が必要となり、変更まで時間をいただきます。 管轄エリア電力会社様の承認が得られない場合は直近の請求書の契約電力となります。 （落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください）	契約書（案）第11条により協議します。

別紙

番号	質問事項	回答事項
29	請求書の標記について、 【繰上検針（計量日1日）の場合】 弊社の料金算定の都合上、2025年4月1日から2025年4月30日まで使用した電気料金は、2025年4月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2025年4月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。 【分散検針（計量日1日以外）の場合】 弊社の料金算定の都合上、2025年4月18日から2025年5月17日まで使用した電気料金は、2025年5月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2025年5月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。	差し支えありません。
30	弊社では契約期間中に燃料費等調整制度を適用することを前提として単価設定を行っております。（入札時の単価には燃料費調整額は含まれておりません） 契約期間中に適用する燃料費等調整制度について入札時にみなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）が公表している最新の約款（以下、みなし小売約款）に基づいた算定方法を契約期間中適用する認識でよろしいでしょうか。 また、契約期間中にみなし小売約款が改訂されても、契約期間満了までは契約開始時と同じ算定方法を継続いたしますがよろしいでしょうか。	回答1のとおりです。また、契約書（案）第11条により協議します。
31	燃料費等調整制度が変更された場合は、入札価格と実際の価格に大きく差が生じる可能性があるため協議に応じていただくことは可能でしょうか。	契約書（案）第11条により協議します。
32	弊社の請求書の発行は、原則、検針日から、8～10営業日迄に発行させていただき、15営業日迄に原本の到着（請求書の原本郵送が必要な場合に限る）とさせていただきます。ご了承くださいませでしょうか。	差し支えありません。
33	支払期日について、下記期日をお願いしております。ご了承くださいませでしょうか。 【銀行振込の場合】検針日から30日以内（検針日から30日以内が難しい場合は、請求書到着より30日以内 【口座振替の場合】繰上検針で当月27日、分散検針で翌月14日（2～15日）と翌月27日（16～31日）にお振替	差し支えありません。
34	弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。（Webからダウンロード可能）	差し支えありません。
35	お支払いについては口座振替もしくは銀行振込にてお願いしておりますが、どちらでのお支払いになる見込みかご教示いただけますでしょうか。	原則口座振替での支払いになります。
36	【銀行振込を選択される場合はご回答ください】分割請求や分割振込での対応は必要になりますでしょうか。	—
37	弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。 また、可能な場合、契約書にない細目的事項に関しては弊社の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。	落札決定後、別途協議します。

別紙

番号	質問事項	回答事項
38	契約書の取り交わし（双方押印・原本到着）期日はございますでしょうか。 弊社では、内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになる予定です。指定の期日内での対応ができかねる場合は提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。（契約締結日は指定いただけます。）	落札後協議することは可能です。
39	入札保証金及び契約保証金の免除に申請が必要な場合、提出書類をご教示いただけますでしょうか。 また、提出書類はどのタイミングで提出したらよろしいでしょうか。（参加資格書類提出時・入札書類提出時・落札後など）	入札保証金の免除を希望する場合は、入札説明書8（3）のとおり申請してください。 契約保証金の免除については、福島県財務規則第229条（別記2）のとおりとなりますが、該当する可能性が見込まれる条項としては、同条第1項第2号、第4号が挙げられると史料します。詳細は落札者に別途連絡します。
40	【免除申請のために実績等の提出が必要な場合はご回答ください】 ・対象は国及び地方公共団体の実績のみでしょうか。 ・契約中の案件でもよろしいでしょうか。 ・実績は過去何年前までのものを使用してよろしいでしょうか。	入札保証金については、福島県財務規則第249条（別記1）及び「入札保証金納付免除申請書（様式8）」にあるとおりです。
41	契約保証金の納付が必要な場合、いつまでに納付が必要でしょうか。指定の期日までに支払いをすることが困難場合、申出等により支払期日の延長が可能となりますでしょうか。 また返還の期日も併せてご教示いただけますでしょうか。 上記については、入札への参加可否に関わる重要な質問となっておりますのでできる限り詳細にご回答いただけますと幸いです。	契約保証金の納付については落札者に別途連絡します。協議することは可能ですが、契約日までの納付が必要になります。
42	入札書や事前確認書類の書類をPDFではなく、ExcelやWordデータで頂くことは可能でしょうか。 可能な場合は、質問回答と併せて送付いただけますと幸いです。	可能です。（質問者にはメール送付済です。）
43	基本料金や従量料金を一般送配電事業者の託送供給約款を基に算出しております。入札を行った日時以降に当該地域を管轄する一般送配電事業者の託送供給約款に変更による原価状況があった場合、 弊社の基本料金や従量料金単価などの各単価もそれに伴い変更となります。変更があった場合には単価の変更に関して協議させていただきますでしょうか。	契約書（案）第11条により協議します。
44	現供給の計量日が1日以外の場合、弊社に切り替わった際は「1日」に変更となりますが、ご容赦いただけますか。	現供給の計量日は1日のため、差し支えありません。
45	計量日はご使用期間末日の翌日0：00となりますのでご了承いただけますか。 （例：使用期間が3/1～3/31の場合、計量日は4/1 0：00）	差し支えありません。
46	蓄熱割引等の適用ができませんがご了承いただけますか。	差し支えありません。
47	入札内訳書作成にあたり、単価は税込の認識でよろしいでしょうか。	単価は税込です。
48	内訳計算のエクセルデータは、各月合計が小数点第3位までの表示となっておりますが、そのままよろしいでしょうか。	差し支えありません。
49	契約電力が500 k W未満の施設は、各月の契約電力は「その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。」という運用になります。 契約電力が500 k W以上の施設に於いては、仕様書に記載の契約電力が使用できる最大となります。 契約電力が500 k W以上で契約電力を超えて使用した場合、変更の必要性があるときは、発注者と受注者が協議して契約電力を変更することとなります。また、契約電力を超えた場合は、超過料金が発生します。	差し支えありません。

別紙

番号	質問事項	回答事項
50	弊社が契約となった場合、請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費等調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。	差し支えありません。（回答7のとおりです。）
51	1施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。（例：庁舎〇〇円、売店〇〇円等。） ある場合は、対象施設と分担数を教えてください。また分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただきます。 なお、分担後の請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。	回答5のとおりです。
52	経済産業省 資源エネルギー庁の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」による値引きについては、弊社では、燃料費等調整額とは別の個別項目での値引きとなりますが、ご了承いただけますでしょうか。	差し支えありません。
53	弊社では、毎月の燃料費等調整額の計算において、旧一般電気事業者（東北電力株式会社）が電気需給約款に定める算定諸元（基準燃料価格等の算出係数や算定式）を用いて計算します。 これについては、弊社は応札時点において適用されている約款の算定諸元を用いて毎月の燃料費等調整金額を計算いたしますので、算定諸元が変更となった場合においても、応札時点の算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、ご承諾いただけますでしょうか。 ※算定諸元とはその月の燃料費等調整学の算定に用いる数値及び算定式の事であり、ご契約満了まで燃料費等調整額（〇.〇〇円）を固定するお願いではありません。	回答1のとおりです。
54	供給期間終了までの間に、基準燃料価格等調整算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、基本料金単価、電力量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。	契約書（案）第11条により協議します。
55	地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。	契約書（案）第11条により協議します。
56	契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。	契約書（案）第21条により協議します。
57	入札書に記載する日付に指定はございますか。	回答9のとおりです。
58	契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。	差し支えありません。
59	電気の契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則とし、1年未満の場合には、臨時電力の料金が適用されます。 供給開始後、1年に満たないで契約を廃止される場合（または1年に満たないで契約電力を減少される場合、または契約電力を増加後1年に満たないで、契約を廃止される場合）は、当該部分について臨時電力を適用したものであるとして後日料金を精算することは可能ですか。	落札決定後、別途協議します。
60	契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。 また、契約期間後に実施予定の工事であっても、契約期間中に小売電気事業者との手続きが必要と思われるものがありましたら、併せて教えてください。	現時点で予定されている対象施設と工事内容は仕様書別紙3のとおりです。
61	弊社は、制限中止割引および災害時における特別措置（基本料金割引等）の適用が出来ませんが、ご了承いただけますでしょうか。	差し支えありません。

別紙

番号	質問事項	回答事項
62	契約書案第8条、10条について、「甲が別に指定する甲の職員による検査を受けるものとする。」と記載がありますが、弊社では、計量結果の報告（通知書）を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが問題ございませんでしょうか。 また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。	差し支えありません。
63	契約書案第8条について、弊社では一般送配電事業者より計量通知を受けるため、計量値を受領後、使用電力量等のデータ提供を、web上で閲覧並びにダウンロードができる無料サービスがございますので、こちらのサービスをお客様にてご利用いただくことでよろしいでしょうか。	差し支えありません。
64	契約書案第17条（損害賠償）の記載について、弊社は、送配電業務を担う東北電力ネットワーク株式会社の責めに帰すべき事由により被ったお客さまの損害につきましては、賠償責任を負うことはできませんが、ご了承いただけますでしょうか。	落札決定後、別途協議します。
65	別紙2明細書に令和8年4月1日統合により学校が1校になる施設が何校かありますが、どちらの学校は解約となりますでしょうか。それともそのままのご使用でしょうか。	統合校についても、解約はなくそのまま使用します。統合によって新名称となりますが、両校舎とも使用は継続されます。 契約書別紙2明細書に補足すると以下のとおりです。 ・番号34 船引高等学校 →R8.4.1より「あぶくま柏鵬高等学校」に名称変更（旧船引高等学校校舎としてそのまま使用） ・番号35 小野高等学校 →R8.4.1より「あぶくま柏鵬高等学校」に名称変更（旧小野高等学校校舎としてそのまま使用） ・番号53 平商業高等学校 →R8.4.1より「いわき商業情報高等学校」に名称変更（旧平商業高等学校校舎としてそのまま使用） ・番号61 四倉高等学校 →R8.4.1より「いわき商業情報高等学校」に名称変更（旧四倉高等学校としてそのまま使用）
66	弊社落札した場合、ご契約後に請求書の宛名や施設名の変更等発生する場合、変更の2か月前までにはお申込みいただかなければ、ご希望月に変更ができない可能性があり、最短での変更となりますので、予めご了承いただけますか。	差し支えありません。
67	開札結果について、公開方法、公開範囲及び公開予定時期を教えてください。	回答6のとおりです。
68	提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等はございますか。	回答9のとおりです。
69	自家発供給電力の契約はありますか。ある場合、弊社都合となりますが、弊社が使用しているCISには自家発供給契約の項目がなく自家発供給契約で契約がおこなえません。自家発供給契約を解約し全量で契約することは可能であれば入札参加ができるのですが、必ずしも自家発供給契約としてではないと入札参加できないでしょうか。	自家発補給電力の契約はありません。

別紙

番号	質問事項	回答事項
70	現在の契約電力が500 k W以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 （頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。）	落札決定後、別途協議します。
71	【500 k W以上の施設について】現在の契約電力と直近12か月の最大需要電力を教えてくださいませんか。最大需要電力の実績が現在の契約電力を超過している場合、最大値に合わせて契約電力の超過是正を行う予定はありますか。	現在の契約電力は709kW、直近12か月の最大需要電力は729kWです。超過是正の予定はありませんが、契約電力を超過した場合については、契約書（案）第7条により協議します。
72	【500 k W以上の施設について】契約電力が1施設で500 k W以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承くださいいただけますでしょうか。 また、その際契約単価の変更協議には応じていただけますでしょうか。	落札決定後、別途協議します。
73	【500 k W以上の施設について】 最大需要電力が契約電力を超過した場合、一般送配電事業者の指示のもと、超過金の支払ではなく契約電力の超過是正をいたします。（超過是正については、弊社で決定するものではなく、一般送配電事業者の指示のもと対応すべき事項です。）その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんでしょうか。	落札決定後、別途協議します。
74	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込の場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承くださいいただけますでしょうか。	原則口座振替での支払いとなります。
75	請求書発行について弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますがご了承くださいいただけますでしょうか。	差し支えありません。
76	送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社との契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承くださいいただけますでしょうか。	送電開始日は計量日と同日（毎月1日）で差し支えありません。
77	計量日が1日以外の場合は、年間の請求が13回、かつ供給最終月のご請求が翌月、翌々月の2回に分割されます。また、料金の算定期間は計量日から計量日の前日となりますが、ご了承くださいいただけますでしょうか。	－
78	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	分割計算・請求の必要はありません。
79	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。(1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか)複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	回答5のとおりです。
80	自動検針装置はついていますか。	自動検針装置はついています。（仕様書別紙1のとおりです。）
81	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	落札決定後、別途協議します。
82	入札書は押印省略可能という認識で間違いないでしょうか。押印が必要な場合、入札書と入札金額内訳書について、割印、ホッチキス止めなど指定はありますか。	入札書は押印省略が可能です。押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載してください。（入札説明書5（3）及び（5）のとおりです。） 割印やホッチキス止めなどの指定はありません。

別紙

番号	質問事項	回答事項
83	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額(電源調達調整単価)を算出することは可能でしょうか。	回答2のとおりです。
84	弊社が契約に至った場合、入札時点の燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。	回答1のとおりです。
85	ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。	—
86	燃料費調整額が発生しない(請求を行わない)料金制度での提案、契約締結は可能ですか。	回答2のとおりです。
87	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	落札業者は開札日に決定します。（回答6のとおりです。）
88	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金(燃料費等調整額がある場合はそれを含む)は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	差し支えありません。
89	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	契約書（案）第11条により協議します。
90	市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。	回答1及び回答2のとおりです。
91	弊社は落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただきますたく考えております。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありますでしょうか	回答24のとおりです。
92	契約保証金について、免除を希望する場合、必要な提出書類はありますでしょうか。必要な場合、いつ、どのような書類を提出すればよろしいでしょうか。	回答39のとおりです。
93	入札保証金及び契約保証金の減免を希望する場合に提出する契約実績について、「その種類及び規模をほぼ同じくする契約」とはどの項目を基準に判断すればよろしいでしょうか。例)契約電力、使用電力量、契約金額、契約期間、等	例示に挙げられた項目等を総合的に勘案して判断します。
94	契約書案第8条(計量及び検査)について、弊社では検査を受けるための通知は行っておりません。検査は省略とし、ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。	差し支えありません。
95	R8.4より統合される高等学校について、統合後(移転後)の施設への電力供給も落札業者が行う必要はありますでしょうか。 統合後(移転後)の施設に電力供給を行う必要がない場合、移転前の高等学校4施設にR8年2月～R9年1月まで供給を行う認識でよろしいでしょうか。	統合後も電力供給を行う必要があります。（回答65のとおりです。）
96	仕様書で提示されている契約電力及び予定使用電力量は、統合後(移転後)も想定した数値となっていますでしょうか。また、移転等により契約電力が実量制(500kW未満)から協議制(500kW以上)になる見込みはありますでしょうか。	統合後も想定した数値になっています。協議制になる見込みはありません。
97	契約期間内及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設はありますでしょうか。	ありません。

別紙

番号	質問事項	回答事項
98	契約期間中に行われる工事により、500kW未満(実量制)から500M以上(協議制)に変更になる見込みはありますか。	ありません。なお、現時点で予定されている対象施設と工事内容は仕様書別紙3のとおりです。
99	内訳計算書について、金額の表示は小数点第2位までではなく、少数点第3位まで行う必要があるという認識でよろしいでしょうか。	回答16のとおりです。
100	内訳計算書「力率割引額」「基本料金計」「電力量料金計」及び「A+B」の端数処理についてご教示ください。	表示されているとおりです。（各単価は小数点第二位までの入力になっておりますので、表示されている小数点第三位未満の端数は生じません。）
101	燃料費調整について2026年4月から見直しがございますが、2026年4月以降も、応札時点での旧一般電気事業者（東北電力株式会社）の算定諸元を適用して計算させていただきますが、よろしいでしょうか。	回答1のとおりです。
102	1施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますでしょうか。また、弊社では1施設につき1つの請求書のみ発行のため、複数施設への分担した請求書の発行できませんがよろしいでしょうか。	回答5のとおりです。
103	契約時の燃料費等調整に関して、当社の料金プランでは燃料費等調整は発生いたしません。そのため、弊社が落札した場合は、燃料費等調整額を適用しない請求金額となりますが、ご契約は可能でしょうか。 ※基本料金・電力量料金・再エネ賦課金のみご請求となります。	回答2のとおりです。
104	現在の自家発補給電力の契約有無についてお教えてください。 また、契約がある場合には、今回の入札額に含める必要はございますでしょうか。	自家発補給電力の契約はありません。
105	現在の予備線・予備電源の契約有無についてお教えてください。 また、契約がある場合には、今回の入札額に含める必要はございますでしょうか。	予備線・予備電源の契約はありません。
106	分割請求・分割入金に対応は生じますでしょうか。	該当ありません。
107	入札保証金を納付したいと考えているが、具体的な手続きを教えてください。	免除申請を行わず納付する場合は、入札説明書8（1）及び（2）のとおりです。 現金での納付を希望する場合は、納入通知書を発行しますので、入札金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分3以上の額を書面により提出してください。 また、領収書を開札時に提示（郵送により入札を行う場合は入札書に同封）してください。
108	入札保証金免除申請が承認されなかった場合、入札保証金納付までのスケジュールはどのようになるか。	入札保証金の免除申請の可否は「一般競争入札参加資格確認通知書（様式3）」によって通知します。免除申請が承認されなかったため現金での納付を希望する場合は、納入通知書の発行を受ける必要がありますので、速やかに連絡してください。 （回答107のとおりです。）